

一般廃棄物収集運搬処分業務委託契約書(案)

委託業務の名称	一般廃棄物収集運搬処分業務
委託業務の場所	福島県立宮下病院
委託料の金額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
委託の期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
契約保証金	

上記委託業務について、排出事業者 福島県立宮下病院（以下「甲」という。）と、収集運搬業者（以下「乙」という。）とは、一般廃棄物（可燃物・不燃物）収集運搬処分業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の委託料をもって頭書の期間、頭書の委託業務を履行しなければならない。

(収集運搬業者の注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって委託業務を履行しなければならない。

特に作業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責を負うとともに甲が不適当と認める作業員を業務に従事させてならない。

(信義誠実の原則)

第3条 乙は、業務を履行するに際しては甲の指示に従い、甲も乙と協力し、互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第4条 乙は、毎回、甲に作業実施を報告し、甲は内容の是非を確認するものとする。

2 前項による確認の結果、乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対して速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(委託料の支払い)

第5条 乙は、毎月の業務内容について、前条の確認・評価の結果、適正であるとされたときは、委託料の支払いを請求することができる。

2 前項の金額は、頭書の委託料の額を12で除した額とする。ただし、その金額に端数が生じる場合は、甲、乙両者の協議によって処理を決定する。

3 甲は、1カ月ごとに前項の規定による乙の請求書を受領してから30日以内にその料金を乙に支払うものとする。

4 甲の責めに帰する事由により、前項による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその遅延期間の日数に応じ、遅延した委託料の額に年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を請求することができるものとする。

(損害負担)

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本契約履行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。乙は、自らの従業員に対しても同様の義務を負いその責めを免れない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が関係法令、政令、条例、ならびに諸官庁の指示及びこの契約に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当した場合はこの契約を解除し、または契約の一部を変更することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき。
- (2) 乙が行政庁の処分を受けたとき。
- (3) 乙が本契約に違反したとき。
- (4) 乙が本契約の履行が困難と見なしうる客観的事由が生じたとき。
- (5) 乙の従業員及び業者が不正または違法の行為を行い、乙が本装置の保守点検業務の遂行ができないと甲が認めるとき。
- (6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とした場合（ヘに該当する場合を除く。）に甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは乙に対して、30日前までに書面で契約の解除を通知した上でこの契約を解除することができる。

3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得たうえで、この契約を解除することができる。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙は、甲に対し、委託料の額の10分の1に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。

(談合による損害賠償)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを

問わず、賠償金として、予定数量に契約単価を乗じた額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 乙は、契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については必要に応じ、甲、乙、協議の上定めるものとする。

（紛争の解決）

第12条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和7年4月1日

甲 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1150
福島県立宮下病院 院長 横山 秀二

乙